

第6章

競争、政府調達、貿易円滑化

＜競争＞

(1) ルールの背景

我が国の EPA/FTA の競争関連規定は、(a) 反競争的行為を規制することにより貿易・投資自由化の効果を最大化すること、及び (b) 反競争的行為取り締まりの必要性について EPA 締結相手国における共通認識と協力枠組みを確立することを目的としている。下記に見るとおり、前者の目的が WTO における議論と問題意識を同じくしている一方、後者については、むしろ二国間協力・共助協定同様、EPA/FTA 締結相手国との連携・協力を主眼としていると言えよう。以下では、ルールの背景として、①WTO における「貿易と競争政策」及び②二国間協力・共助協定についてそれぞれ概観する。

① WTO における「貿易と競争政策」

WTO では 1996 年のシンガポール閣僚宣言に基づき、いわゆるシンガポール・イシューとして「貿易と投資」、「政府調達の透明性」、「貿易円滑化」と併せて「貿易と競争政策」について調査・検討が行われてきた。WTO における競争政策に関する検討は、関税引き下げにより得られた貿易自由化の効果が「国際的な反競争的行為」により歪曲される可能性があるという問題意識に基づく。なお、WTO における「貿易と競争政策」に関する議論はカンクン閣僚会合後に凍結されている。

②二国間協力・共助協定

他方、1990 年代から主として先進国の競争当局間で締結してきた二国間協力・共助協定は、①

消極的礼讓（法適用を差し控える可能性も含め相手国の利益を配慮して自国の競争法を適用すること）、②積極的礼讓（自国に影響が及ぶ反競争行為が他国で行われた場合に、相手国競争当局に対して法執行を要請すること）、③協議・通報、④情報交換・執行協力を内容とする。これは、二国間協力・共助協定が、貿易歪曲効果の是正ではなく、むしろ（1）競争法の域外適用による主権衝突の解決、及び（2）同一事実・事件への国ごとの法適用によって発生する矛盾の回避等を目的としていることによる。なお我が国は、米国（1999 年）、EU（2003 年）、カナダ（2005 年）の三か国との競争当局と同種の協定を締結しており、実際にも、マリンホースカルテル（2007 年）・高压電線カルテル（2009 年）・ワイヤーハーネスカルテル（2010 年）等、国際的な情報交換をベースとして、各国当局間で同時に調査開始が行われる国際カルテル事案も増加している他、協力協定を締結していない韓国公正取引委員会等とも、BHP Billiton 社と Rio Tinto 社との間の合併審査（2008 年）及び鉄鉱石生産 JV 案件の審査（2010 年）、ASML 社と Cymer 社の統合計画の審査（2013 年）などでも密接な情報交換を行うなどしている。なお、このような問題意識に基づいた議論は二国間での枠組みに加えて、OECD、UNCTAD、APEC、そして 2001 年に各国競争当局を中心として設置された国際競争ネットワーク（ICN : International Competition Network）等の多国間枠組みにおいても継続されている。

(2) 法的規律の概要

① EPA/FTA における競争政策関連規定

上述のとおり、我が国における EPA/FTA の競争関連規定は、貿易自由化を目的とする EPA/FTA の一部分を構成することもあり WTO における議論と問題意識を共有する一方、二国間協力・共助協定同様、EPA/FTA 締結相手国との連携・協力も併せて重視している点が特徴と言えよう。本節では、WTO における議論及び二国間協力・共助協定それぞれの目的・趣旨の違いを念頭に置きつつ、これまでに我が国が締結した EPA/FTA の競争政策関連規定を概観する。なお後述のとおり、EPA/FTA や地域協定の競争関連規定は、(a) NAFTA のように条約・協定自体で実体的規制規定（共通競争法）を持たず、域内での競争問題解決のために実体規定についてどのように扱うかを定めるタイプと、(b) EU のように条約・協定自体に加盟国法から独立した禁止・規制の共通競争法=実体規定を持つタイプに分類される。EU・EEA の場合には、単なる FTA 以上に市場統合度が高いことが、このような共通競争法の背景にある。概観にあたっては我が国が締結した EPA/FTA の競争政策関連規定は前者 (a) に属することを踏まえ、シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、ベトナム、スイス、インド、ペルー、オーストラリアそれぞれと我が国が締結した経済連携協定を、目的規定関連部分、実体規定関連部分、手続規定関連部分の 3 つの観点で分析する。

② 日シンガポール EPA (2003 年 1 月署名、同年 11 月発効)

(a) 目的規定関連部分

日シンガポール EPA では、第 1 章「総則」第 1 条「目的」(x) 項において、協定の目的として「反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、及び反競争的行為の分野における協力を促進すること」と規定している。

(b) 実体規定関連部分

実体規定関連部分は、競争章で規定されている。すなわち、第 12 章「競争」第 103 条「反競争的行為」第 1 項において「各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに両締約国間の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる」と規定する。あくまでも、反競争的行為が行われた国の当局が、自国法に基づいて執行するという枠組みがとられている。なお、同 2 項では、協定締結時にシンガポールに国内競争法が存在しなかったこともあり、「各締約国は、必要な場合には、反競争的行為を効果的に規制するため法令を見直し及び改正し又は制定するよう努める」との規定も設けられている。

(C) 手続規定関連部分

手続規定関連部分については、第 12 章第 104 条第 1 項において「両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する」との規定が置かれ、実体規定関連部分同様、締約国執行当局が自国法に基づいて執行する枠組みが採られている。また同 2 項では「協力の分野、細目及び手続は、実施取極で定める」とされ、実施取極では①「通報」（実施取極第 5 章第 17 条）、②「情報交換」（同第 18 条）、③「技術支援」（同第 19 条）、④「情報提供における条件」（同第 20 条）、⑤「刑事手続における情報の使用」（同第 21 条）、⑥「適用範囲」（同第 22 条）、⑦「見直し及び協力の拡大」（同第 23 条）、⑧「協議」（同第 24 条）、⑨「連絡」（同第 25 条）について定めている。なお、「通報」及び「情報交換」の「適用範囲」は「電気通信、ガス及び電気の分野」に限定されている（実施取極第 22 条）。また日シンガポール EPA では「(a) 執行活動の調整、(b) 積極礼譲、(c) 消極礼譲」といった、先進国間の二国間協力・共助協定と同じ内容が、将来の「見直し」の対象としてはあるものの、盛り込まれている点も注目される。なお、競争章を協定本体の紛

争解決手続の適用対象外とする（第105条）枠組みは、他国との経済連携協定と同一である。なおシンガポールでは、2004年に「2004年競争法(The Competition Act 2004)」が成立し（2006年1月1日より施行）、翌年、同法に基づきシンガポール競争法委員会（CCS: Competition Commission of Singapore）が設置された。これをうけ、2007年に合意された同実施取極を改正する議定書においても、シンガポール側の所管官庁名の修正等が行われている。

③日メキシコEPA（2004年9月署名、2005年4月発効）

(a) 目的規定関連部分

日メキシコEPAにおいても、第1章「目的」第1条「目的」(d)において、同協定の目的として「各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること」と定められている。他の経済連携協定との比較では、協定締結時にメキシコに既に執行当局が存在したことを踏まえ、「協力」に加え、「調整」が目的として明記されていることが注目される。

(b) 実体規定関連部分

日シンガポールEPA同様、日メキシコEPAにおいても競争章が設けられている。同章では実体規定関連部分として、「各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる」と定めており、日シンガポールEPA同様、締約国競争当局が自国法に基づいて執行するという枠組みが採られている。但し、協定締結時にメキシコに競争法及び競争当局が存在していたこともあり、反競争的行為を規制するための「法令見直し・改正・制定」に関する規定は存在しない。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分についても、日シンガポール

EPAと類似する規定が散見される。第132条第1項において「両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、反競争的行為の規制の分野において協力する」と定めるとともに、同2項において「この条の規定に基づく協力の詳細及び手続は、実施取極で定める」とする構成は日シンガポールEPAと同じである。また、他の協定同様、競争章は協定本体の紛争解決手続の適用対象外である（第135条）。他方、日シンガポールEPAとは異なり、上記規定に統いて「無差別待遇」（第133条）及び「手続の公正な実施」（第134条）が明記されている。なお、実施取極においては、①「通報」（実施取極第2条）、②「執行活動における協力」（同第3条）、③「執行活動の調整」（同第4条）、④「一方の締約国の領域における反競争的行為であって他方の締約国政府の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力」（同第5条）、⑤「執行活動に関する紛争の回避」（同第6条）、⑥「技術協力」（同第7条）、⑦「透明性」（同第8条）、⑧「協議」（同第9条）、⑨「情報の秘密性」（同第10条）、⑩「連絡」（同第11条）に関する規定が置かれている。特に、日本・メキシコ両国共に協定締結時に競争法及び競争当局が存在したこと反映し、先進国執行機関間の二国間協力・共助協定の「消極的礼讓」や「積極的礼讓」等と同旨の規定が設けられている。

④日マレーシアEPA（2005年12月署名、2006年7月発効）

(a) 目的規定関連部分

日マレーシアEPAの競争関連規定も、上記二つの協定と同様、目的規定関連部分、実体規定関連部分、手続規定関連部分という構成がとられている。まず目的規定関連部分であるが、第1章「総則」第1条「目的」(e)において、「反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、及び反競争的行為の分野における協力を促進すること」を協定の目的の1つとして掲げている。これは日シンガポールEPAの目的規定関連部分と同一の文言である。

(b) 実体規定関連部分

実体規定関連部分としては、第 10 章「反競争的行為の規制」第 131 条に、「各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに両締約国間の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる」(第 1 項)、そして「各締約国は、必要な場合には、反競争的行為を効果的に規制するため法令を見直し及び改正し又は制定するよう努める」(第 2 項) と、日シンガポール EPA と同じ規定を設けている。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分についても、日マレーシア EPA は日シンガポール EPA と同じ規定となっており、「両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する」(第 132 条第 1 項)、また「協力の分野、細目及び手続については、実施取極で定める」(同第 2 項) と規定されている。競争章を協定本体の紛争解決手続の適用対象外とする構成(第 133 条)も、日シンガポール EPA (及び日メキシコ EPA) と同じである。なお「協力の分野、細目及び手続」について定める実施取極においては、①「透明性」(第 12 条)、②「技術協力」(第 13 条)、③「討議」(第 14 条)について規定が置かれている。他方、シンガポールと同様に協定締結時にマレーシアには国内競争法がなかったこともあり、日メキシコ EPA に置かれていた「情報交換」、「通報」、「礼譲」といった先進国の二国間協力・共助協定の根幹をなす項目が含まれておらず、競争法制定後に競争章に基づく協力内容を「見直す」旨の規定(第 15 条)を置くにとどめられている。なお、マレーシアでは 2010 年に「競争法 2010」が成立し、2012 年 1 月から施行されている。

⑤日フィリピン EPA (2006 年 9 月署名、2008 年 12 月発効)**(a) 目的規定関連部分**

日フィリピン EPA における競争政策関連規定も、上記三協定同様、目的規定関連部分、実体規定関連部分、手続規定関連部分に分類される。まず目的規定関連部分であるが、第 1「総則」第 1 条「目的」(f) に、「反競争的行為に対する取組によって競争を促進し、及び競争の分野において協力すること」との規定が置かれている。日シンガポール EPA 及び日マレーシア EPA と比較すると、「反競争行為に対する効果的な規制を奨励」するという文言に代えて、「反競争的行為に対する取組によって競争を促進」するという規定になっている。なお、日メキシコ EPA で規定された「競争法の効果的な執行のための……調整」について言及されていないのは、日シンガポール EPA 及び日マレーシア EPA と同じである。

(b) 実体規定関連部分

実体規定関連部分については、競争について定めた第 12 章第 135 条第 1 項前段において、「各締約国は、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の関係法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとる」と規定する。同規定の内容は、日シンガポール EPA 及び日マレーシア EPA とほぼ同一である。また「法令の見直し及び改正を行い、又は法令を制定する」(同第 2 項)との規定も、フィリピンも協定締結時に国内競争法を有しなかったこともあり、協定締結時に競争当局が存在しなかった上記二協定と同じである。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分についても、日シンガポール EPA と日マレーシア EPA と基本的に同じ内容となっている。すなわち第 136 条第 1 項は、「自国の法令に従い、かつ自己の利用可能な資源の範囲内」で

第6章 競争、政府調達、貿易円滑化

協力すると規定し、締約国執行当局が自国法に基づいて執行するという枠組みが取られている。また協力の詳細については「実施取極」で規定するとし（同第2項）、競争章の規定を協定本体の紛争解決手続の対象外とする点（第137条）も、上記二協定と同じである。一方、上記二協定と異なる点としては、第135条第1項後段で「このような措置は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従ってとられなければならない」と定められている点が挙げられる。また「実施取極」も、日マレーシアEPA同様、限定的な内容にとどまっている。すなわち①「技術協力」（第13条）、②「透明性」（第14条）、③「討議」（第15条）について定めるのみであり、競争法制定後に競争章に基づく協力内容を「見直す」との規定（第16条）のみが置かれている。

⑥日チリEPA（2007年3月署名、同年9月発効）

(a) 目的規定関連部分

日チリEPAの競争関連規定は、目的規定、実体規定、手続規定ともに、日メキシコEPAに沿った内容となっている。まず目的規定については、日チリEPA第1章「総則」第2条「目的」(f)は、他の協定同様、「各締約国における競争法令の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること」と規定している。このようにメキシコ同様、協定締約時にチリには既に競争当局が存在するため、「協力」に加えて協定の目的として「調整」が明記されている。

(b) 実体規定関連部分

日チリEPAでは第14章が「競争」章となっている。特に実体規定に関しては、第166条に、以下の規定が置かれている。「各締約国は、自国の法令に従い、かつ、この章の規定に適合する方法により、貿易及び投資の自由化により利益が反競争的行為により減損され、又は無効にされることを回避するため、反競争的行為に対して適切と認める措置をとる」。左記規定の内容自体は、他のEPAの実体規定とほぼ同旨である。なおメキシコ同様、協定締約時に競争法及び競争当局が既に存在するチリとのEPAに

は、「法令見直し・改正・制定」に関する規定は置かれていらない。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分についても、日チリEPAは日メキシコEPA同様、「協力」（第167条）、「無差別待遇」（第168条）、「手続の公正な実施」（第169条）、「透明性」（第170条）、「紛争解決手続の不適用」（第171条）に関する規定が置かれている。なお上述のとおり、「礼譲（調整）」については「目的」として総則部分に規定されているにもかかわらず、手続規定に明示的な規定は置かれていらない。また日メキシコEPAを含む他のEPAとは異なり、日チリEPAには「競争」に関する「実施取極」は置かれていらない。

⑦日タイEPA（2007年4月署名、同年11月発効）

(a) 目的規定関連部分

目的規定については、日タイEPA第1章「総則」第1条「目的」(h)が「公正かつ自由な競争を反競争的行為の禁止によって促進し、及び公正かつ自由な競争の分野において協力すること」と規定している。他のEPAの目的規定と規定振りは異なるものの、規定内容自体はほぼ同旨となっている。

(b) 実体規定関連部分

日タイEPAでは第12章が「競争」章となっている。特に実体規定に関しては、第147条に、以下の規定が置かれている。「各締約国は、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、それぞれ自国の法令に従い、自国において反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進する」。左記規定は、他のEPAの実体規定とほぼ同じ規定振りとなっている。なお、日メキシコEPA及び日チリEPA同様、協定締約時においてタイには競争法及び競争当局がすでに存在することから、「法令見直し・改正・制定」に関する規定は置かれていらない。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分についても、競争当局がすでに存在するメキシコ及びチリ同様、日タイ EPA には「協力」(第 148 条)、「無差別待遇」(第 149 条)、「手続の公正な実施」(第 150 条)、「紛争解決手続の不適用」(第 151 条) に関する規定が置かれている。また「協力」に関しては、他の EPA 同様(但し日チリ EPA を除く)、実施取極に詳細規定が置かれ、①「通報」(実施取極第 4 章第 12 条)、②「情報交換及び調整」(同第 13 条)、③「透明性」(同第 14 条)、④「技術協力」(同第 15 条)、⑤「協議」(同第 16 条)、⑥「見直し」(同第 17 条)、⑦「秘密情報の取り扱い」(同第 18 条)、⑧「刑事手続における情報の使用」(同第 19 条)、⑨「連絡」(同第 20 条)について定めている。なお「礼譲」については、「消極的礼譲」及び「積極的礼譲」の双方に関して明示的な規定を置いた日メキシコ EPA とは異なり、日タイ EPA では「両締約国政府の競争当局は、適当な場合には、相互に関連する事案に関し、それぞれの執行活動を調整することについて検討する」(同第 13 条)と、総則的な規定を置くにとどめている。

⑧日ブルネイ EPA (2007 年 6 月署名、2008 年 7 月発効)

日ブルネイ EPA には、競争関連章及び規定は置かれていません。

⑨日インドネシア EPA (2007 年 8 月署名、2008 年 7 月発効)**(a) 目的規定関連部分**

日インドネシア EPA は目的規定として、第 1 章「総則」第 1 条「目的」(e) に、「反競争的行為に対する取組によって競争を促進し、及び競争の促進に関して協力すること」と規定している。日メキシコ EPA 及び日チリ EPA のように「調整」に関する言及がない点を除くと、他の EPA の目的規定と内容自体はほぼ同旨となっている。

(b) 実体規定関連部分

日インドネシア EPA では第 11 章が「競争」章となっている。特に実体規定に関しては、第 126 条に、「各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進する」と規定され、他の EPA の関連規定とほぼ同旨となっている。なお、インドネシアにも協定締約時において競争法及び同当局が既に存在していることを受け、「法令見直し・改正・制定」に関する規定は置かれていません。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分についても、競争当局がすでに存在する国との EPA 同様、「協力」(第 127 条)、「無差別待遇」(第 128 条)、「手続の公正な実施」(第 129 条) に関する規定が置かれている(注)。また「協力」に関しては、(日チリ EPA を除く) 他の EPA 同様、実施取極に詳細規定が置かれ、①「通報」(実施取極第 5 章第 12 条)、②「情報交換」(同第 13 条)、③「執行活動の調整」(同第 14 条)、④「技術協力」(同第 15 条)、⑤「透明性」(同第 16 条)、⑥「協議」(同第 17 条)、⑦「見直し」(同第 18 条)、⑧「情報の秘密性」(同第 19 条)、⑨「連絡」(同第 20 条) について定めている。なお「礼譲」(執行活動の調整) については、日タイ EPA 同様、総則的な規定振りにとどまっており(同第 14 条)、「消極的礼譲」及び「積極的礼譲」の双方に関して明示的な規定は置かれていません。

(注) 「紛争解決手続の不適用」に関しては、第 14 条(紛争解決手続)において、第 11 章(競争)を紛争解決手続の適用対象外とする(第 138 条)旨、明記されている。

⑩日ベトナム EPA (2008 年 12 月署名、2009 年 10 月発効)**(a) 目的規定関連部分**

日ベトナム EPA は目的規定として、第 1 章「総則」第 1 条「目的」(c) に、「各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進する

第6章 競争、政府調達、貿易円滑化

こと」と規定し、日チリ EPA 等、他の EPA の目的規定と内容自体はほぼ同旨の規定を置いている。

(b) 実体規定関連部分

日ベトナム EPA では第 10 章が「競争」章となっている。特に実体規定に関しては、第 99 条に、「各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進する」と規定され、他の EPA の関連規定とほぼ同旨となっている。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分については、協定締約時にベトナムには競争当局がすでに存在したものの、他の EPA と比較すると、簡素な規定振りとなっている。具体的には、「協力」(第 101 条)、「技術協力」(第 102 条) の 2 条が割かれているのみであり、透明性や無差別原則等については、実体規定を定める第 99 条に「このような目的のためにとられる措置は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従ってとられなければならない」との規定が置かれるに留まっている。また、他の EPA と異なり、「競争」に関する実施取極は置かれておらず、「雑則」(第 104 条) に「この章の規定を実施するための詳細な取決めは、両締約国の競争当局間で行うことができる」と規定されるのみとなっている。

⑪日スイス EPA (2009 年 2 月署名、2009 年 9 月発効)

(a) 目的規定関連部分

目的規定については、日スイス EPA 第 1 章「総則」第 1 条「目的」(c) が「各締約国における競争法令の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること」と規定し、他の EPA の目的規定とほぼ同旨となっている。

(b) 実体規定関連部分

日スイス EPA では第 10 章が「競争」章となっている。特に実体規定に関しては、第 103 条に、以

下の規定が置かれている。「各締約国は、反競争的行為が貿易及び投資の自由化による利益を無効にし、又は侵害することがあること並びに反競争的行為が自国の市場の効率的な機能を妨げ得ることを認識して、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる」。左記規定は、他の EPA の実体規定とほぼ同じ規定振りとなっている。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分についても、スイスには協定締約時に競争当局が存在したこともあり、他の EPA 同様、日スイス EPA には「協力」(第 104 条)、「紛争解決手続の不適用」(第 106 条) に関する規定が置かれているうえ、「透明性」、「無差別待遇」、「手続の公正な実施」については、第 103 条に規定されている。また「協力」に関しては、他の EPA 同様、実施取極に詳細規定が置かれ、①「通報」(実施取極第 10 条)、②「執行活動における協力」(同第 11 条)、③「情報の交換」(同第 12 条)、④「執行活動の調整」(同第 13 条)、⑤「一方の締約国の領域における反競争的行為であって、他方の締約国政府の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力」(同第 14 条)、⑥「執行活動に関する紛争の回避」(同第 15 条)、⑦「透明性」(同第 16 条)、⑧「協議」(同第 17 条)、⑨「情報の秘密性」(同第 18 条)、⑩「刑事手続のための情報の使用」(同第 19 条)、⑪「両競争当局間の連絡」(同第 20 条) について定めている。特に、日メキシコ EPA 同様、先進国執行機関間の二国間協力・共助協定の「消極的礼譲」や「積極的礼譲」等と同旨の規定が設けられている点は、注目される。

⑫日インド EPA (2011 年 2 月署名、同年 8 月発効)

(a) 目的規定関連部分

日インド EPA では、第 1 章第 1 条の「目的」部分において、「各締約国における競争法の効果的な執行のための協力を促進すること」を規定している。

(b) 実体規定関連部分

日インド EPA では第 11 章が「競争」章となっており。反競争的な行為に関し、両締約国が自国の法令に従って適当と認める措置をとること及び規制の分野における協力をを行うことにつき定めるほか、競争法令の適用に関する国籍による無差別の原則などについて定める。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分については、第 120 条で「手続の公正な実施」、121 条で「透明性」が定められている。また、122 条で「第 14 章の規定の不適用」が規定され、紛争解決手続はこの章の規定には適用しない旨定められている。

⑬ 日ペルー EPA (2011 年 6 月署名、2012 年 3 月発効)

(a) 目的規定関連部分

日ペルー EPA では、目的規定は置かれていない。

(b) 実体規定関連部分

日ペルー EPA では、第 12 章が「競争」章となっている。特に実体規定に関しては、第 189 条に、以下の規定が置かれている。「各締約国は、自国の法令に従い、自国の市場の効率的な機能を通じて両締約国間の貿易及び投資の流れを円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる」。なお、ペルーにも競争法及び同当局が既に存在していることを受け、「法令見直し・改正・制定」に関する規定は置かれていない。

(c) 手続規定関連部分

手続規定関連部分については、「反競争的行為の規制に関する協力」(第 190 条)、「無差別待遇」(第 191 条)、「手続の公正な実施」(第 192 条)、「透明性」(第 193 条)に関する規定が置かれている。また、第 194 条で紛争解決手続きが「競争」章の規定については適用されない旨定めている。

⑭ 日オーストラリア EPA (2014 年 7 月署名、

2015 年 1 月発効)

(a) 目的規定関連部分

日オーストラリア EPA では、第 15 章が「競争及び消費者の保護」章となっており、第 15.1 条の「目的」部分において、「競争の促進及び消費者の保護に関する協力を通じて経済効率及び消費者の福祉を向上させること」を規定している。

(b) 実体規定関連部分

実体規定に関しては、第 15.3 条 1 項に、以下の規定が置かれている。「各締約国は、自国の法令に従い、特に反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとる」。なお、オーストラリアにも競争法及び同当局が存在していることを受け、「法令見直し・改正・制定」に関する規定は置かれていません。

また、第 15.4 条に、政府が国有企業に対する競争上の利益を与えないことに関する、以下のような努力規定が置かれている。「両締約国は、前条の規定に加えて、競争の促進と他の政策目的との間の関係に留意しつつ、企業が国有企業であるという理由のみで政府が当該企業に対し競争上の利益を与えることのないようにすることを確保するよう努めることが競争の促進に寄与し得ることを認める」。

(c) 手続規定関連部分

手続規定については、第 15.3 条 2 項に、反競争的行為に対する取組を促進するために適当と認める措置は、「透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に適合するものでなければならない」とする規定が置かれている。また、第 15.5 条で「反競争的行為に対する取組に関する協力」、第 15.6 条で「消費者の保護に関する協力」、第 15.7 条で「協議」、第 15.8 条で「情報の秘密性」、第 15.9 条で「紛争解決の規定の不適用」の規定が置かれている。

⑯日モンゴル EPA（2015年2月署名）

(a) 目的規定関連部分

日モンゴル EPA では、第1章「総則」1.1条「目的」において (e) 「各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること」と規定し、他の EPA の目的規定とほぼ同旨となっている。

(b) 実体規定関連部分

実体規定に関しては、第11.1条1項に、以下の規定が置かれている。「各締約国は、自国の市場の効率的な機能を通じて両締約国間の貿易及び投資の流れを円滑にするため、反競争的行為に対して適当を認める措置をとる。なお、モンゴルにも競争法及び同当局が存在していることを受け、「法令見直し・改正・制定」に関する規定は置かれていない。

(c) 手続規定関連部分

手続規定については、第11.2条で「反競争的行為の規制に関する協力」、第11.3条で「無差別待遇」、第11.4条で「手続の公正な実施」、第11.5条で「透明性」に関する規定が置かれている。また、第11.6条で第1.8条2及び第16章の規定の不適用が規定され、紛争解決手続はこの章の規定には適用しない旨定められている。

また、「協力」に関しては、他の EPA 同様、実施取極に詳細規定が置かれ、①「通報」（実施取極第3.3条）、②「執行活動における協力」（同第3.4条）、③「情報の交換」（同第3.5条）、④「執行活動の調整」（同第3.6条）、⑤「一方の締約国の領域における反競争的行為であって、他方の締約国政府の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力」（同第3.7条）、⑥「執行活動に関する紛争の回避」（同第3.8条）、⑦「技術協力」（同第3.9条）、⑧「透明性」（同第3.10条）、⑨「協議」（同第3.11条）、⑩「情報の秘密性」（同第3.12条）、⑪「刑事手続のための情報の使用」（同第3.13条）、⑫「連絡」（同第3.14条）について定めている。

(3) 小括

地域貿易協定における競争条項の書き方としては、NAFTAなどのように「各締約国は反競争的行為を禁止するために適切な措置をとる」というような規定ぶりのものと、EUや南アフリカ等、関税同盟の国のように共通の実体規定を置くものがある。

最近の競争法を巡る世界の状況としては、競争法の「拡大」と「深化」が挙げられる。1990年代以降、競争法を導入する国・地域が増加（拡大）しており、特に先進国の中間層の具体的な法執行での協力の強化（深化）が進んでいる。競争法の「拡大」は、国際的な案件に対し、自国競争法を適用する可能性のある競争当局が増加することを意味する。他方、「深化」は、二国間の独禁協力協定や、EPAの競争章などに記載されるように、各国間の協力体制が確立されていくことを意味する。

しかし、こうして競争法が拡大していくと、自国外の第三国による企業結合や国際カルテル等の事案に対して、競争当局が、自国の市場に効果が及ぶことを理由に自国の競争法を適用し、制裁を課すといったケースが多く発生している。また、国際的に活躍する日本企業にとっては、外国で活動する場合に、当該国の競争法についてよく研究しておかなければ問題となる事態については以前より指摘されていた。このような事態へ対応するために、各国が共通の基盤に立つ競争法を持つこと、すなわちカルテル規制や単独行為規制、企業結合規則に関する各とのハーモナイゼーションが必要とされ、近年、国際競争ネットワーク（ICN）等の取り組みにおいて進められている。

<政府調達>

(1) ルールの背景

GDP の 10%から 15%を占めるとも言われる政府調達について、自由な物・サービスの貿易の観点から一定の規律を課す意義は大きく、WTO 協定は既に複数国間協定（ブルリラテラル協定）として WTO 政府調達協定（以下、特段時期を明記していない場合には、一般的な意味での WTO 政府調達協定のことを GPA と表記する。）を設けている（詳しくは、第 II 部第 14 章参照）。しかし、GPA 加盟国は先進国を中心としたわずか 43 か国・地域にとどまっていることから、EPA/FTA において政府調達について規律を設けることは、相手方が GPA 加盟国でない場合に特に意義があるほか、相手方が GPA 加盟国である場合でも、対象基準額の引き下げや対象機関の拡大等によって規律を強化できる等の意義がある。GATT や GATS とは異なり、GPA には地域貿易協定に関する規定がない。GPA の最惠国待遇条項（改正協定第 4 条第 1 項(b)）は、加盟国は他の加盟国の產品及びサービス並びに供給者に対して、「当該他の加盟国以外の加盟国の產品、サービス及び供給者に与えられる待遇」よりも不利でない待遇を与える旨規定している。したがって GPA 加盟国間の地域貿易協定で、GPA でカバーされる政府調達について GPA より有利な待遇を約束した場合は、上記最惠国待遇条項により、その待遇が GPA のすべての加盟国に付与される。一方、上記最惠国待遇条項の規定によれば、GPA 加盟国と非加盟国との間の地域貿易協定において政府調達に関する規定を設ける場合には、GPA に拘束されることなく、自由に内容を定めることができる。これは、GPA の規律が及んでいない政府調達市場の自由化につながり、意義が大きい。例えば我が国が締結した EPA/FTA において、GPA 加盟国はシンガポール及びスイスの 2 国だけであり、他の相手国はすべて GPA に加盟していない。非 GPA 加盟国との間で政府調達の市場アクセスについて合意がなされた場合（例えば、オーストラリア・チリ・メ

キシコなど）、我が国は、新たな追加的な開放の約束を行わない限り、国内法的に既に開放していることを EPA/FTA の相手国との間で約束するだけで、相手国（政府調達市場の開放を得ることができる、つまり、実質的には現状のまま、相手方からだけ譲歩を得ることができるため、大きな成果を得ることができるといえる。

(2) 法的規律の概要

一般に、地域貿易協定において政府調達に関する規定を設ける場合は、GPA を準用する場合が多い。交渉上の主な論点は、内国民待遇、最惠国待遇、公平な調達手続、苦情申立て制度、民営化機関の適用除外、オフセット等である。我が国これまでの EPA では、以下のように規定している。

①日シンガポール EPA

第 11 章に政府調達についての規定を設けている。ここでは、附属書 VIIB に掲げる両締約国（機関）が行う附属書 VIIA に特定する產品及びサービスの 10 万 SDR 以上の調達について、一部の条項を除く GPA の規定を準用することが規定されている。なお、SDR (Special Drawing Rights) とは国際通貨基金 (IMF) における特別引出権である。GPA と異なる点は、最惠国待遇の規定がない点と、地方政府機関、建設工事等のサービスは適用対象外としている点である。また、本協定では対象基準額を 1994 年に合意した旧政府調達協定の基準額であった 13 万 SDR から 10 万 SDR に引き下げ、同 GPA 上の義務を上回る内容を規定した。その他、附属書 VIIB に掲げる機関が民営化された場合には、本章の規定は当該機関には適用しないこと、政府職員が政府調達に関する情報交換を行うことなどが規定されている。

②日メキシコ EPA

第 11 章に 1994 年に合意した旧政府調達協定と

第6章 競争、政府調達、貿易円滑化

ほぼ同一の規定を設けている。但し、最惠国待遇の規定はない。適用範囲に地方政府機関及び民営化された機関は含まれない。メキシコは GPA 非加盟国であり、メキシコの政府調達制度においては、メキシコと自由貿易協定を締結している国の企業（以下「メキシコ FTA 国の企業」）を、締結していない国の企業（以下「非メキシコ FTA 国の企業」）と区別して有利に扱っている。例えば、入札価格の評価にあたって、メキシコ FTA 国の企業は非メキシコ FTA 国の企業に比べてその入札価格が 10% ディスカウントされる制度があり、また、大規模な入札は「自由貿易協定の規定に従って行われる国際公共入札」として行われるが、この入札には、非メキシコ FTA 国の企業は参加することができない。このため日本の企業はこれまで不利な状況におかれていた。日メキシコ EPA により、メキシコの政府調達において、日本企業も米国、カナダなどのメキシコ FTA 国の企業やメキシコの企業と同等の待遇を享受できることとなった。

③日マレーシア EPA

マレーシアは GPA の非加盟国であるため、我が国は EPA において政府調達に関する規定を設けるよう主張したが、交渉の結果、こうした規定を設けることはできなかった。なお、マレーシアは 2012 年 7 月に政府調達委員会のオブザーバー国となった。

④日フィリピン EPA

フィリピンは GPA の非加盟国であるため、同国の政府調達への規律の適用及び市場アクセスの確保を期待し、第 11 章において政府調達についての規定を設けた。ここでは、(i) 両締約国が政府調達に関する措置について、内国民待遇及び最惠国待遇の付与の重要性を確認し、(ii) 一方の締約国が第三国へ有利なアクセス又は待遇を付与する際は、他方の締約国に同様の待遇を付与するための交渉に同意すること、(iii) 本章の効果的な実施及び運用のために小委員会を設立すること、及び、(iv)

両締約国における政府調達市場の自由化のために、遅くとも協定発効後 5 年以内に追加的な交渉を行う旨を定めている。

⑤日チリ EPA

第 12 章において政府調達についての規定を設けている。チリは政府調達委員会のオブザーバー国であるため、同国の政府調達への規律の適用及び市場アクセスの確保を期待し、本章を規定した。具体的には、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対する内国民待遇及び無差別待遇の付与、苦情申立て手続の設置、一方の締約国が政府調達市場へのアクセスに関する追加的利益を第三国に与える場合における他方の締約国との追加的交渉等について定めている。本章により、我が国企業は、チリにおける中央・州・県レベルの基準額以上の調達案件に内国民待遇及び無差別待遇で入札できることが担保され、また政府調達に関する問題が生じた際には苦情申立て手続を利用できることになった。

⑥日タイ EPA

第 11 章において政府調達についての規定を設けている。タイは GPA の非加盟国であるため、我が国がタイの政府調達制度についての理解を深め、将来的に国際水準に合致するよう協力をを行い、その結果として日本企業が便宜を得る環境が形成されることを期待し、本章を設置した。具体的には、両締約国の政府調達に関する法令、政策、慣行及び現行の政府調達制度の改革についての情報交換、並びに本章の効果的な実施及び運用のための小委員会の設置について規定している。

⑦日ブルネイ EPA

ブルネイは GPA の非加盟国であるため、我が国はブルネイの政府調達への規律の適用を期待し、同国との EPA において政府調達に関する独立章を設ける方向で検討していた。しかし、ブルネイ側から独立章化に強い難色が示されたため、交渉の結果、ビジネス環境整備章（第 8 章）において政府

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

調達に関する諸原則を規定することとなった。具体的には、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対する最惠国待遇の付与、政府調達に関する措置の透明性の増進及びその公正かつ効果的な方法での実施について、両締約国に努力義務を課している。

⑧日インドネシア EPA

第10章において政府調達についての規定を設けている。インドネシアはGPAの非加盟国であるため、我が国がインドネシアの政府調達制度についての理解を深め、将来的に国際水準に合致するよう協力をを行い、その結果日本企業が便益を得る環境が形成されることを期待して、本章を設置した。具体的には、日タイEPAと同様に、両締約国の政府調達に関する法令、政策、慣行及び現行の政府調達制度の改革についての情報交換、並びに本章の効果的な実施及び運用のための小委員会の設置について規定している。なお、インドネシアは2012年10月に政府調達委員会のオブザーバー国となった。

⑨日アセアン EPA

交渉の結果、アセアン側から受け入れられず、政府調達に関する規定を設けることはできなかった。

⑩日ベトナム EPA

政府調達に関する諸原則はビジネス環境整備章（第11章）において規定している。ベトナムはGPAの非加盟国であるため、政府調達に関する措置の透明性の増進及びその公正かつ効果的な方法での実施について、両締約国に努力義務を課している。なお、ベトナムは2012年12月に政府調達委員会のオブザーバー国となった。

⑪日スイス EPA

日・スイス両国ともGPA加盟国であり、EPAにおいても政府調達章（第10章）を設け、両国の権利義務がGPAに従うこととしている。また、両国間の政府調達に関する連絡を促進するための窓口と

して政府部局を指定すること、EPAの合同委員会で相互の理解促進のための検討を行うこと、第三国に相手国より良い政府調達市場アクセスを与えた場合は、相手国から要求がなされた場合は、相互主義のもとその利益を相手国にも均等に及ぼすべく交渉することを規定している。

⑫日インド EPA

日インドEPAにおいては、第10章が政府調達章となっている。両締約国が自国の法令に従って透明性を確保すること及び情報交換を行うことにつき定めるとともに、他の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、自国の法令に従って非締約国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを定める。また、インドは政府調達委員会のオブザーバー国ではあるが、加盟国ではない。このため、将来インドがGPAの加盟国となる意図表明を行った時に本章を包括的な章とするための交渉を開始することを規定している。

⑬日ペルー EPA

日ペルEPAにおいては、第10章が政府調達章となっている。ペルーはGPAの非加盟国であるが、同国の政府調達への規律の適用及び市場アクセスの確保を期待し、本章を設置した。両国の政府調達市場規模や政府調達制度に係る国内法令等を考慮し、意義ある政府調達章の作成を目指した結果、両国が締結済の高いレベルのEPA／FTAと同等の要素を含めた政府調達規律を定めている。両国は、内国民待遇、無差別待遇、調達の効果を減殺する措置の禁止、透明性の確保等に関して規定している。

⑭日オーストラリア EPA

日オーストラリアEPAにおいては、第17章が政府調達章となっている。オーストラリアはGPAの非加盟国であり、政府調達委員会のオブザーバー国であるが、政府調達の規模がオーストラリア経済の重要な部分を占めており、GDPのおよそ11%を占めて

いることから、両国が第三国と締結している EPA／FTAにおいて規定する措置を検討することが有益であるとし、本章を設置した。政府調達市場への参加を促進するため、内国民待遇及び無差別待遇、入札等の調達手続、調達の効果を減殺する措置の禁止、透明性の確保、苦情申立手続、追加的な交渉等について規定している。

⑯日モンゴル EPA

日モンゴル EPAにおいては、第13章が政府調達章となっている。モンゴルはGPAの非加盟国であり、政府調達委員会のオブザーバー国であるが、モンゴルの政府調達に関する国内法令が協定に対応したものではないことから、政府調達手続の透明性の確保、情報交換及び無差別原則等の条文を規定している。また、モンゴルが将来 GPA の加盟国となる意思表明を行った際に政府調達章を包括的な章とするための交渉を開始することも規定している。

(3) 評価

以上のように、これまで我が国が締結した EPAにおいては、日マレーシア EPA、日アセアン EPA を除いて政府調達に関する条項を盛り込んでいる。シンガポール、スイス以外の我が国の EPA 相手国は GPA 非加盟国であるため、我が国は、EPA により初めてこれらの国々との間で政府調達に関する規定を設けることに成功した。ただし、国によっては努力義務にとどまるなど、EPA ごとに規定のレベルに差はあるが、これは我が国が相手国の政府調達市場の成熟度に応じて柔軟な姿勢を取ってきたためである。今後の我が国の EPA 交渉においても、相手国の政府調達市場の成熟度も考慮しながら、特に GPA 非加盟国に対し、政府調達に関する規律の遵守及び市場の一層の解放を求めていくことが望ましい。

＜貿易円滑化＞

(1) ルールの背景

WTOではDDAにおいて包括的なルールを策定する交渉が行われているが（資料編第1章 VII. 貿易円滑化（シンガポール・イシュー）参照）、他方で、日本が締結した EPAにおいては、経済連携を進める際には、二国間レベルで協力して個別・具体的な問題を解決し、貿易円滑化を促進することが重要であるとの観点から、税関手続の予見可能性、透明性の向上や税関手続の簡素化を図るための規定を設けるのが通例である。

(2) 法的規律の概要

基本的には、税関手続章などが設けられ、税関関係法令の公表等による税関手続の透明性の向上、国際基準への調和、情報通信技術の利用等による税関手続の簡素化等の規定が盛り込まれている。また、貿易の円滑化に向けた税関当局間の協

力及び情報交換、税関当局間での小委員会の設置や、関税法令違反の防止を図るため、不正薬物、けん銃等の密輸入や知的財産権侵害物品の水際での取締りのための税関当局間の協力・情報交換の推進についても規定されている（日シンガポール EPA 第4章、日メキシコ EPA 第5章第3節、日マレーシア EPA 第4章、日フィリピン EPA 第4章、日タイ EPA 第4章、日チリ EPA 第5章、日ブルネイ EPA 第4章、日インドネシア EPA 第4章、日ベトナム EPA 第4章、日イスイス EPA 第3章、日インド第4章、日ペルー EPA 第4章、日オーストラリア EPA 第4章、日モンゴル EPA 第4章）。

以上に加えて、日シンガポール EPA、日フィリピン EPA 及び日タイ EPA の貿易取引文書の電子化章においては、ペーパーレス貿易の実現・促進に関する意見・情報交換を通じた協力、ペーパーレス貿易に関する活動に従事する民間団体間の協力の奨

励、そしてペーパーレス貿易の実現方策に関する両締約国の検討について規定されている(日シンガポール EPA 第 5 章、日フィリピン EPA 第 5 章、日タイ EPA 第 5 章)。

また、日スイス EPA の電子商取引章(第 9 章)においては、全ての貿易関連文書を電子的に公表する努力規定、電子的に提出された貿易関連文書を紙の文書と同等のものとして受け入れる努力規定、電子化された貿易関連文書の受入促進のための国際的な協力について規定されている。

我が国 EPA の典型的な税関手続章では、適用範囲、定義、透明性、通関、一時輸入及び通過物品、協力及び情報の交換、小委員会等を定めている。協力の内容については実施取極で別途定める。特徴的な点は以下のとおり。

- 世界税関機構(WCO)における改正京都規約の趣旨を踏襲する。
- 抽象的な規定にとどまり、数値的な目標は入っていない。
- 急送貨物、機密保持に係る規定はない。
- 規定の実施及び運用の見直しを行う小委員会の設置規定が存在する。

<図表III - 6> これまでの我が国のEPAにおける税関手続関連規定の比較

	税関手続の迅速化	当局間の協力及び情報交換	一時輸入の手続簡素化	税関手続の透明性	小委員会
日シンガポールEPA	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和を行う（第36条）	本章の実施に関し税関当局間の情報交換を行う（第38条）	物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする（第37条）		(第39条)
日メキシコEPA	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和に対して協力して努力する（第50条）				
日マレーシアEPA	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する（第54条）	税関に係る事項に関し協力及び情報交換を行う（第56条） 協力は研修、技術支援、専門家派遣といったキャパシティ・ビルディングを含む（第57条）	物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする（第55条）	自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第53条）	(第58条)
日フィリピンEPA	税関手続を簡素化し、両締約国の税関手続の調和のために協力して努力するために、情報通信技術の利用、輸出入時の書類要求の簡素化、税関手続の国際標準への調和（第53条）	禁制品の不正取引や知的財産権侵害物品の輸出入の取締を含む通関手続に関し、協力及び情報交換を行う（第55条）	物品の通過のための通関手続を引き続き容易にする（第54条）	自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第52条）	(第56条)
日タイEPA	税関手続を簡素化し両締約国の税関手続の調和のために協力して努力するために、情報通信技術の利用、輸出入時の書類要求の簡素化、税関手続の国際標準への調和（第53条）	禁制品の不正取引や知的財産権侵害物品の輸出入の取締を含む通関手続に関し、協力及び情報交換を行う（第55条）	物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする（第54条）	自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第52条）	(第56条)
日チリEPA	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する（第57条）	禁開税法令の適正な適用を確保するため相互支援に努める（第58条、実施取極第2条）	物品の通過のための通関手続を引き続き容易にする（第54条）	自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第52条）	(第60条)
日ブルネイEPA	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する（第51条）	禁制品の不正取引や知的財産権侵害物品の輸出入の取締を含む通関手続に関し、協力及び情報交換を行う（第53条）	物品の通過のための通関手続を引き続き容易にする（第52条）	自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第50条）	(第54条)

	税関手続の迅速化	当局間の協力及び情報交換	一時輸入の手続簡素化	税関手続の透明性	小委員会
日 印 度 ネ シ ア E P A	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する（第54条）	禁制品の不正取引や知的財産権侵害物品の輸出入の取締を含む通関手続きに関し、協力及び情報交換を行う（第55条）		自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第53条）	(第56条)
日 ベ ト ナ ム E P A	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する（第41条）	禁制品の不正取引や知的財産権侵害物品の輸出入の取締を含む通関手続きに関し、協力及び情報交換を行う（第43条）	物品の通過のための通関手続を引き続き容易にする（第42条）	自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第40条）	(第44条)
日 ス イ ス E P A	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する（第29条）	禁制品の不正取引や知的財産権侵害物品の輸出入の取締を含む通関手続きに関し、協力及び情報交換を行う（第31条）	物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする（第30条）	自国の関税法令の関連情報を公に利用可能とすることを確保し、利害関係者の要請に基づき情報提供することを努める（第28条）	(第32条)
日 印 度 E P A	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局間や税関当局と貿易関係者との協力を推進する（第45条）	次の税關に係る事項に 関し相互に協力し、及び 情報を交換する。（税關 手続き、関税評価協定に 定める関税評価、禁制品 の取引の取り締り及び 知的財産権を侵害する 疑いのある物品の輸入 の取締まり、関税法令の 違反及びその未遂の防 止、調査及び抑止、一方 の締約国から他方の締 約国に輸出される產品 の通關及びその輸送手 段に係る貿易統計のデ ータ）（第48条）	両締約国間で取引され る物品の一次輸入のた めの手続きを引き続き 容易にする（第46条）	自国の関税法令に関する 一般に利用される全 ての関連情報を、いかなる 利害関係者についても、 容易に利用可能なも のとすることを確保す る（第44条）	(第49条)
日 ペ ル I E P A	税関手続を迅速に行うために、税関手続の簡素化、税関手続の国際標準への調和、税関当局、他の国内当局や貿易関係者との協力を促進する。（第79条）	税関手続の分野におい て相互に協力し、及び情 報を交換する。その協力 及び情報の交換には、相 互行政支援及び技術援 助を含む。（第83条）		自国の関税法令の関連 情報を公に利用可能と することを確保し、利害 関係者の要請に基づき できる限り迅速かつ正 確に情報提供する（第76 条）	(第85条)
日 オ ー ス ト ラ リ ア E P A	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、国際標準への調和、他の国内当局や貿易関係者との協力を促進する。（第4・4条）	税関手續の分野におい て相互に協力し、及び情 報を交換する。（第4・7 条）	両締約国間で取引され る物品の一時輸入のた めの手続きを引き続き 容易にする。（第4・6条）	自国の関税法令の関連 情報を公に利用可能と することを確保し、利害 関係者の要請に基づき できる限り迅速かつ正 確に（ウェブサイトによ り）情報提供する。（第 4・3条）	(第4・9条)
日 モ ン ゴ ル E P A	税関手続を迅速に行うために、情報通信技術の利用、税関手続の簡素化、国際標準への調和、他の国内当局や貿易関係者との協力を促進する。（第4・4条）	税関手續の分野におい て相互に協力し、及び情 報を交換する。（第4・7 条）	両締約国間で取引され る物品の一時輸入のた めの手続きを引き続き 容易にする。（第4・5条）	自国の関税法令の関連 情報を公に利用可能と することを確保し、利害 関係者の要請に基づき できる限り迅速かつ正 確に（ウェブサイトによ り）情報提供する。（第 4・3条）	(第4・8条)